

前回審議会での意見・指摘事項への対応表

頁	箇所	意見・指摘事項	修正前	修正後
全体		○元号と西暦の表記の方法を統一したほうがよい。		『1965 (昭和 40) 年』のように統一した表記に修正。
第 1 章				
4 頁	4. 兵庫県の取組 (案) 6 段落目	○「し」が重なって使用されており、修正したほうがよい。 ○意識調査や実態調査は課題を明らかにすることが大切なので、「課題を明らかにする」という文言をいれたほうがよい。	「・・・人権全般に関する基礎資料として収集し、調査結果を人権に関する施策の企画・立案に反映して・・・」	「・・・人権全般に関する基礎資料として <u>収集するとともに、調査結果の課題を明らかにし、</u> 人権に関する施策の企画・立案に反映して・・・」
5 頁	5. 丹波市の取組 (案) 1 段落目 5 頁 4 段落目	○「策定」が重なって使用されており、修正したほうがよい。	「・・・「丹波市総合計画」を策定、2015 (平成 27) 年 3 月には第 2 次となる「丹波市総合計画」を策定し、・・・」 「・・・「丹波市人権施策基本方針」を策定、2015 (平成 27) 年 3 月には「第 2 次丹波市人権施策基本方針」を策定し、・・・」	「・・・「丹波市総合計画」 <u>を</u> 、2015 (平成 27) 年 3 月には第 2 次となる「丹波市総合計画」を策定し、・・・」 「・・・「丹波市人権施策基本方針」 <u>を</u> 、2015 (平成 27) 年 3 月には「第 2 次丹波市人権施策基本方針」を策定し、・・・」
5 頁	5. 丹波市の取組 (案) 6 段落目 7 段落目	○「また」が重なって使用されており、修正したほうがよい。		6 段落目の「また」を削除。

頁	箇所	意見・指摘事項	修正前	修正後
第2章				
6頁	1. 基本理念(案)	○基本理念について、人権が「尊重」を「保障」という文言に修正する。 (1回目の会議、事務局) ○人権の中に「安全・安心」が入るので、修正してほしい。	「一人ひとりの人権と安全・安心が保障され、幸せに暮らせる社会の実現」	「一人ひとりの人権が保障され、幸せに暮らせる社会の実現」
6頁	2. 人権施策推進の目標(案) ①	○「涵養」の表記について、市のルールなど確認の上、表記してほしい。		「常用漢字表にない漢字で表記する言葉や常用漢字表にない漢字を構成要素として表記する場合などの言葉の使用においては、 <u>専門用語等であって、他に言い換える言葉がなく、しかも仮名で表記すると理解することが困難であると認められるようなものについては、その漢字をそのまま用いてこれに振り仮名を付ける。</u> 」(平成22年内閣法制局長決定) ⇒表記を「 ^{かん} 涵養」とする。
6頁	2. 人権施策推進の目標(案)	○「これらの基本目標」とあるが、基本目標が何か示されていない。	「・・・これらの基本目標を達成するため・・・」	「・・・これらの <u>人権施策推進の目標</u> を達成するため・・・」
6頁	3. 基本方針の性格(案) ②	○「このため、・・・」の一文について、主語が分かりづらい。	「このため、各主体にあっては <u>この基本方針の趣旨に沿った自主的な取組を促すとともに、行政では市の施策として主体的に取り組むものです。</u> 」	「・・・このため、 <u>市は各主体に対しては、この基本方針の趣旨に沿った自主的な取組を促すとともに、行政としては、<u>人権施策に主体的</u>に取り組むものです。</u> 」